つくば市内における特定工場等に係る規制基準（騒音）

<table>
<tr><th colspan="2">用途地域</th><th>第一種低層住居専用地域</th><th>第二種低層住居専用地域</th><th>第一種中高層住居専用地域</th><th>第二種中高層住居専用地域</th><th>第一種住居地域</th><th>第二種住居地域</th><th>準住居地域</th><th>近隣商業地域</th><th>商業地域</th><th>準工業地域</th><th>用途地域の指定のない区域</th><th>工業地域</th><th>工業専用地域</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">規制基準</td><td>区域区分
時間区分</td><td colspan="2">第一種区域</td><td colspan="4">第二種区域</td><td colspan="5">第三種区域</td><td>第四種区域</td><td>第5種区域</td><td rowspan="6">第二種区域，第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校（※1），保育所（※2），病院（※3），図書館（※4），特別養護老人ホーム（※5），幼保連携型認定こども園（※6）の敷地の周囲50メートルの区域内の規制基準値は，各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。</td></tr>
<tr><td>8時～18時</td><td colspan="2">50デシベル</td><td colspan="4">55デシベル</td><td colspan="5">65デシベル</td><td>70デシベル</td><td>75デシベル</td></tr>
<tr><td>6時～8時
18時～21時</td><td colspan="2">45デシベル</td><td colspan="4">50デシベル</td><td colspan="5">60デシベル</td><td>65デシベル</td><td>75デシベル</td></tr>
<tr><td>21時～翌6時</td><td colspan="2">40デシベル</td><td colspan="4">45デシベル</td><td colspan="5">50デシベル</td><td>55デシベル</td><td>65デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用法令</td><td colspan="12">騒　音　規　制　法</td><td>茨城県生活環境の保全等に関する条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">規制基準の適用</td><td colspan="12">特定施設の設置してある工場等（特定工場等）の敷地境界</td><td>第5種区域の区域境界</td></tr>
</table>

用途地域…都市計画法第8条第1項第1号に規定するもの

(※1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(※2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
(※3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(※4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
(※5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(※6) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園